

高等学校等における「個別の教育支援計画（参考様式）」・ 「個別の指導計画（参考様式）」の記入例と関連資料

奈良県教育委員会事務局特別支援教育推進室

平成30年に告示された高等学校学習指導要領に、「障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科・科目等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。」とあり、高等学校においても生徒一人一人の障害の状態等を踏まえた教育的ニーズに応じて合理的配慮を含む支援の内容の提供等が更に充実して行われる必要があります。

高等学校学習指導要領（平成30年告示）第1章 総則 第5款 生徒の発達の支援
2 特別な配慮を必要とする生徒への指導（1）障害のある生徒などへの指導

奈良県教育委員会事務局特別支援教育推進室においては、これらを踏まえ、障害のある生徒など一人一人に対するきめ細かな指導や支援を行うため、高等学校等における「個別の教育支援計画（参考様式）」・「個別の指導計画（参考様式）」を作成しましたので、各校において個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成する際の参考にしていただきますようお願いします。

この「個別の教育支援計画（参考様式）」は、令和3年6月に文部科学省より出された「個別の教育支援計画の参考様式について」※1を参考として作成しています。これまでの取組や学習指導要領等を踏まえ、最低限記載されることが望ましいと考えられる事項を挙げたもので、使用する際には、学校独自に必要なとされる項目を追加して策定することなどが考えられます。

また、個別の指導計画は、各教職員の共通の理解の下に、生徒一人一人に応じた指導を一層進めるためのものです。「個別の指導計画（参考様式）」を使用する際には、それぞれの学校が生徒の実態や各教科等の特質を踏まえて、指導上最も効果が上がるように工夫して策定してください。

〈参考〉
※1 文部科学省 令和3年6月 「個別の教育支援計画の参考様式について」



○「個別的教育支援計画」は、障害のある生徒が生活の中で遭遇する制約や困難を改善・克服するために、本人及び保護者の意向や将来の希望などを踏まえ、在籍校のみならず、例えば、家庭、医療や福祉機関等と、実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標を立て、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にするためのツールです。
○毎年作成(改訂)して、継続的に保存していきます。

1 本人に関する情報

生徒氏名	〇〇 〇〇	部活動	△△ 部	出身中学校	□□ 立 〇〇 中学校
担当者	学年・組	担任	学年主任	特別支援教育コーディネーター	
	1年△組	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	
	2年 組	○現在又は将来の生活又は学習に関する希望について、本人や保護者の願いを聴き取り、相談しながら記入します。なお、支援の内容に関する願いは、合理的配慮につながる意思の表明にも当たるので、本人及び保護者と十分確認し、合意形成したのものについては、2の「合理的配慮を含む支援の内容」に明記します。 ○本人や保護者の願いが、いつの時点のものか、分かるように工夫して記入します。			

願い	本人	・話せる友達を増やし、会話を楽しみたい。就職したい。(RO.4.0)
	保護者	・友人を増やし、自分から援助を依頼できるようになって欲しい。(RO.4.0)

○得意なことや好きなことを把握するのは、支援の内容を検討する際の手掛かりとするためです。
○記入された情報が、家庭からの情報か、学校の情報か、分かるように工夫して記入します。

好きなこと、得意なこと、好ましい点
・部活動には休まず参加している。(学校) ・家の手伝いをよくやっている。(家庭)

嫌いなこと、苦手なこと ※学校生活、家庭生活で、特に支障をきたしている状況を記入する
・板書を書き写すことに時間がかかる(学校) ・母親に対して乱暴な言動をとることがある。(家庭)

学習上・生活上の困難な点

<input type="checkbox"/> 聞く	<input checked="" type="checkbox"/> 他者との社会的関係の形成の困難さ	<input checked="" type="checkbox"/> 不注意
<input type="checkbox"/> 話す	<input type="checkbox"/> 言葉の発達の遅れ	<input type="checkbox"/> 衝動性
<input type="checkbox"/> 読む	<input type="checkbox"/> 興味や関心が狭く特定のものにこだわる	<input type="checkbox"/> 多動性
<input checked="" type="checkbox"/> 書く	<input type="checkbox"/> 感覚の過敏性や鈍感性、刺激の過剰選択性	<input type="checkbox"/> 身の回り(整理整頓・清潔等)
<input checked="" type="checkbox"/> 計算する	<input type="checkbox"/> 情報を整理・統合して全体的な文脈に沿って処理することの困難さ	
<input type="checkbox"/> 推論する		
<input type="checkbox"/> その他	○上記にない、困難さについて、具体的に記述します。	

(例) ・視機能の永続的な低下により困難がある。 ・身の回りの音や話し言葉が聞こえにくい。 ・歩行や筆記などの日常生活動作が困難。 ・心身が病気のため弱っている。

検査名	実施機関	実施日	結果	資料の有無
△ △	□□病院	RO.O.O	◇ ◇	有

手帳の有無・診断等
療育手帳◇◇(RO.O.O)

○療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳の有無、診断の内容を記入します。

○支援の方向性は、①支援の目標、②合理的配慮を含む支援の内容、③支援の目標に対する関係機関等との連携、の三つの観点で検討します。記載に当たっては、例えば①→②→③の順に検討する場合もあれば、③を整理しながら、①、②を検討することも考えられます。
○なお、前年度の合理的配慮を継続して提供することを合意形成していたり、年度初めに本人及び保護者から支援の内容に関する意思の表明があって合意形成する場合も、その時点での個々の教育的ニーズを踏まえたものとなるよう、支援の方向性に対する共通理解を図りながら決定していくことが必要です。

2 支援の方向性

支援の目標(期間:3年)
・文字を正確に書く。・多くの人と関わる...

○生徒に対する支援の目標を長期的な視点から設定します。支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理解をすべき大切な情報となります。
○支援の目標を踏まえ、関連する各教科等の「個別の指導計画」において、指導の方向性を具体的に示していきます。

合理的配慮を含む支援の内容
・板書の見やすさに配慮する。・集中しやすい座席配置とする。・気持ちを落ち着けるための場所を確保する。

関係機関との連携

関係機関名	担当	連携内容
医療 □□病院	〇〇 〇〇	月2回:...
福祉 □□支援事業所	〇〇 〇〇	就労実習...

○「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」の別表(3観点11項目)を参考に記入することも考えられます。 ※2
○「支援の目標」の達成に必要な支援の内容について、特に本人及び保護者と合意形成した「合理的配慮」が分かるように記入を工夫します。
○合理的配慮を含む支援の内容は、教科等横断的な視点から各教科等の指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として「個別の指導計画」に生かしていくことが重要です。

教育 □□
地域 □□

○教育、家庭、医療や福祉などの関係機関等が一貫した支援を行うため、支援の目標に対し、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関等の役割を明確にします。

3 評価

○「支援の目標の評価」、「合理的配慮を含む支援の内容」の評価は、4の「引継ぎ事項」の根拠となるものです。

支援の目標の評価

・～を認めてもらうことによって、保護者の賞賛もあり、自信につながっている。(R.O. 3. O)

合理的配慮を含む支援の内容の評価

・～は、本人に定着し、課題は見られず、合理的配慮としては必要なくなった。(R.O. 3. O)

※年度途中で評価する場合もあり得るので、その都度、評価の年月日と結果を記入すること。

4 引継ぎ事項(進級、転校、進学・就職)

○次年度に引継ぎ事項を示すことで、担任や学校等が変わっても必要な支援について、切れ目なく確実に引き継がれることになります。

本人の願い

・落ち着いた気持ちで、学習活動に参加したい。多くの人と関わることができるようになりたい。一般の企業に就職したい。

保護者の願い

・自分でできることを増やして欲しい。できないことは自分から援助を依頼できるようになって欲しい。

支援の目標

・～に関しては、来年度も同様の支援目標が必要である。

合理的配慮を含む支援の内容

・～は、引き続き、必要であると思われる。

関係機関との連携

○関係機関の評価を聞き取った上で、記入します。

・学校における合理的配慮と連携して取り組みを進める必要がある。

5 備考(特に配慮すべき点など)

○上記の項目以外に必要な事項(支援する者が特に配慮すべき事項)があれば、ここに記入します。

・保護者は、新しい生活と学習への適応について強い不安を抱きやすいので、学校での様子は定期的に連絡し伝えるようにする。

6 関係職員確認欄

○作成した際(改訂した際)に、校内委員会等において確認を得ます。

校長	教頭	教務部長	生徒指導部長	進路指導部長	養護教諭		

7 保護者確認欄

○作成した際(改訂した際)に、保護者・本人の同意を得ます。

このシートの情報を支援関係者と共有することに同意します。

令和 年 月 日 保護者氏名

○進路先等に引き継ぐ際に、保護者・本人の同意を得ます。

このシートの情報を進路先等に引き継ぐことに同意します。

令和 年 月 日 保護者氏名

○このほか、学校の実情や、電子化等への対応を 踏まえ、柔軟に検討いただくことが重要です。

〈参考〉

※2 中央教育審議会 平成24年7月
「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」別表



1 本人の状況

○学期ごとに作成(改訂)して、継続的に保存していきます。

生徒氏名	〇〇 〇〇	学年・組	□年〇組	部活動	△△ 部
学校の様子 ・学習には真面目に取り組んでいるが、発言することは少ない。ノートは丁寧に写しているが、板書を書き写すことに時間がかかる。 ・集団活動には参加するが、周囲とトラブルになることがある。大事なことを忘れることがある。					
家庭の様子 ・家庭では無口であるが、家事分担などはよくしている。 ・学校でうまくいかないことがあると、家庭でパニックになり母親に対して乱暴な言動をとることがある。					

2 具体的な支援の方向性

願い	本人 ・話せる友達を増やし、会話を楽しみたい。
	保護者 ・友人を増やし、自分から援助を依頼できるようになってほしい。

支援が必要な項目

学習面	生活・行動面、対人面
<input type="checkbox"/> 聞く <input type="checkbox"/> 話す <input type="checkbox"/> 読む <input checked="" type="checkbox"/> 書く <input checked="" type="checkbox"/> 計算する <input type="checkbox"/> 推論する <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 他者との社会的関係の形成の難しさ <input type="checkbox"/> 言葉の発達の遅れ <input type="checkbox"/> 興味や関心が狭く特定のものにこだわる <input type="checkbox"/> 感覚の過敏性や鈍感性、刺激の過剰選択制 <input type="checkbox"/> 情報を整理・統合して全体的な文脈に沿って処理することの難しさ
	<input checked="" type="checkbox"/> 不注意 <input type="checkbox"/> 衝動性 <input type="checkbox"/> 多動性 <input type="checkbox"/> 身の回り(整理整頓・清潔等)
○上記にない、支援が必要な事柄を、記述します。 (例) ・見えにくさを補う支援 ・聞こえにくさを補う配慮 ・肢体不自由による困難や制約の改善 ・病弱	

○学期ごとに評価を行い、次学期の方向性を考えます。

学習面

教科科目	生徒の状況 →目標(期間:1年)	具体的な支援 (合理的配慮)	いつ・誰が	目標・支援の評価 (今後の方向性)
学習全般	・板書を書き写すことに時間がかかる。 →必要な事項を時間内に書写出来る。	・板書の見やすさ(文字の大きさ、色分け、行間等)に配慮する。 ・板書計画のコピーを渡す。	授業中 ・教科担任	・時間内に書けるようになった。○学期も、支援を継続していく。
数学Ⅰ	・途中の式を書かないので、どこが間違っているか分からない。 →途中の計算式を書くことが出来る。	・行間の広いノートを使用させる。 ・途中の計算式に評価(点)を与える。	授業中 ・教科担任	・途中の式にも評価を与えることで、意識して書くようになった。○学期も、支援を継続していく。

生活・行動面、対人面

	生徒の状況 →目標(期間:1年)	具体的な支援 (合理的配慮)	いつ・誰が	目標・支援の評価 (今後の方向性)
生活・行動面	・提出期限を守れず、大事な事を忘れる。 →メモをとり、それを見る習慣をつける。	・重要事項は掲示しておく。 ・メモの習慣が定着するまで、声かけをする。	登校中 ・クラス担任等	・メモを見る習慣がついてきたが、まだ提出期限を守れない時がある。○学期も声かけを継続して行う。
対人面	・周囲に合わせず、トラブルになる。 →トラブルになったときの友達の気持ちを考えることが出来る。	・トラブルの背景等を、場面を区切って、視覚的に説明する。 ・教師と一緒に振り返る機会を設ける。	登校中 ・クラス担任等	・相手の気持ちについて考えるようになったが、分からないことも多い。○学期はさらに具体的な指導や支援を行う。

進路指導

一般企業への就職を希望している。

3 備考(特に配慮すべき事項)

○上記の項目以外に必要な事項(支援する者が特に配慮すべき事項)があれば、ここに記入します。

保護者は、新しい生活と学習への適応について不安を抱きやすいので、学校での様子は定期的に連絡し伝えるようにする。

4 関係職員確認欄

○作成した際(改訂した際)、関係職員の確認を得ます。

国語	地歴公民	数学	理科	保健体育	芸術	外国語	家庭
情報	部顧問	学年主任	特別支援教育C○	養護教諭	特別支援教育支援員		

○保護者・本人の同意を得る必要はありますが、署名は特に必要としません。

文部科学省 平成19年4月 「特別支援教育の推進について（通知）」



一特別支援教育の理念一

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるもの。

文部科学省 平成29年3月 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」



一特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組一

- ① 特別支援教育に関する校内委員会の設置
- ② 実態把握
- ③ 特別支援教育コーディネーターの指名
- ④ 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用
- ⑤ 「個別の指導計画」の作成
- ⑥ 教員の専門性の向上

文部科学省 令和4年12月 「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」

※本調査における「児童生徒の困難の状況」については、学級担任等による回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる判断や医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すものであることに留意。



	推定値	
学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8%	【高校 2.2%】
学習面で著しい困難を示す	6.5%	【高校 1.3%】
行動面で著しい困難を示す	4.7%	【高校 1.4%】
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3%	【高校 0.5%】

	推定値	
A：学習面で著しい困難を示す	6.5%	【高校 1.3%】
B：「不注意」又は「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	4.0%	【高校 1.0%】
C：「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.7%	【高校 0.5%】

	推定値			
	学習面又は行動面で著しい困難を示す	A：学習面で著しい困難を示す	B：「不注意」又は「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	C：「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す
男子	12.1% 【高校 2.8%】	8.3% 【高校 1.5%】	6.6% 【高校 1.3%】	2.7% 【高校 1.0%】
女子	5.4% 【高校 1.5%】	4.5% 【高校 1.0%】	1.4% 【高校 0.6%】	0.7% 【高校 0.3%】

高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総則編 第6章 生徒の発達の支援



第2節 特別な配慮を必要とする生徒への指導 1 障害のある生徒などへの指導 (1) 生徒の障害の状態等に応じた指導の工夫

- ・我が国においては、「障害者の権利に関する条約」に掲げられている教育の理念の実現に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備を進めていること、高等学校等にも、障害のある生徒のみならず、教育上特別の支援を必要とする生徒が在籍している可能性があることを前提に、**全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠である。**
- ・特別支援教育において大切な視点は、生徒一人一人の障害の状態等により、学習上又は生活上の困難が異なることに十分留意し、**個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことである**と言える。
- ・校長は、特別支援教育実施の責任者として、**校内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付けるなど、学校全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な学校運営に努める必要がある。**
- ・障害のある生徒などの指導に当たっては、担任を含む**全ての教師間において、個々の生徒に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、教師間の連携に努める必要がある。**
- ・集団指導において、障害のある生徒など一人一人の特性等に応じた必要な配慮等を行う際は、教師の理解の在り方や指導の姿勢が、学級内の生徒に大きく影響することに十分留意し、学級内において温かい人間関係づくりに努めながら、**全ての生徒に「特別な支援の必要性」の理解を進め、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築いていくことが大切である。**

高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総則編 第6章 生徒の発達の支援

第2節 特別な配慮を必要とする生徒への指導 1 障害のある生徒などへの指導 (3) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用

- ・家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う**関係機関との連携を図り、長期的な視点で**生徒への教育的支援を行うために、「**個別の教育支援計画を作成し活用する**」ことに努める。
- ・**各教科・科目等の指導に当たって**、個々の生徒の実態を的確に把握し、「**個別の指導計画を作成し活用する**」ことに努める。

高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 各教科編

第3章 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画作成上の配慮事項 障害のある生徒などへの指導

- ・通常の学級においても、発達障害を含む障害のある生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、**各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にする。**

「指導計画作成上の配慮事項」として、「障害のある生徒などへの指導」の記述があるページ一覧

- ・国語編 (P277～P278)
- ・地理歴史編 (P353～P354)
- ・公民編 (P162～P163)
- ・数学編 (P132)
- ・理科編 (P183～P184)
- ・保健体育編 (P223～P224)
- ・芸術編 音楽編 美術編 (P368～P369)
- ・外国語編 (P129～P130)
- ・家庭編 (P87～P88)
- ・情報編 (P63～P64)
- ・農業編 (P262～P263)
- ・工業編 (P377～P378)
- ・商業編 (P162)
- ・看護編 (P98)
- ・福祉編 (P77～P78)
- ・総合的な探究の時間編 (P44～P46)
- ・特別活動編 (P112～P113)



1. 障害者差別解消法と合理的配慮

発達障害を含む障害者への差別の解消に関して、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が施行されました。この法律では、障害を理由とする「不当な差別的な取扱い」の禁止と障害者への「合理的配慮の提供」が求められています。合理的配慮については、学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮として、読み書きや計算、記憶などの学習面の特性による困難さ、及び不注意や多動性、衝動性など行動面の特性による困難さ、対人関係やコミュニケーションに関する特性による困難さに対する個別的な配慮が必要になります。

特定の児童生徒に対する合理的配慮を学級集団の中で提供するためには、**合理的配慮を特別視せずにお互いを認め合い支え合う学級づくりを行うことが重要な基盤**になると考えられます。

2. 発達障害に関する理解

「発達障害者」とは、「発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるもの」とされています。

なお、発達障害の診断がつくほどではありませんが、いわゆるグレーゾーンにある児童生徒もいます。発達障害のある児童生徒と同様に適応上の困難さを抱えている児童生徒は決して少なくありませんので、**診断の有無により対応を考えるのではなく、児童生徒が抱える困難さから対応を考えることが大切**です。

発達障害の特性は生まれつきの脳の働き方によるものです。原因は脳の働きにあり個人の努力不足や意欲の問題ではありませんが、配慮や支援においては、安心感や自信や意欲を高める関わりなど、**心の問題に対する対応が非常に重要**になります。

3. 発達障害に関する課題

発達障害は、生まれつきの脳の働き方の違いにより、対人関係や社会性、行動面や情緒面、学習面に特徴がある状態です。学習活動において困難さを抱えるものもあれば、容易に取り組めるものもあります。学業成績が優秀であっても生活上の困難さを抱えている場合もあります。

つまずきや失敗が繰り返され、苦手意識や挫折感が高まると、心のバランスを失い、暴力行為、不登校、不安障害など様々な二次的な問題による症状が出てしまうことがあります。これらの**二次的な問題による不適応の問題を考える際は、見えている現象への対応だけでなく、見えない部分にも意識を向け、背景や要因を考えて対応することが大切**です。

4. 学校における組織的な対応

(1) 校内の支援体制

発達障害を含む障害等に対する特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援については、**校内の支援体制がうまく機能するように、特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会で検討**します。

学校生活における困難な状況の背景には、個人が抱える課題と教職員や周りの児童生徒との人間関係や学習環境に関する課題の両面が影響しています。

まず、発達障害のある児童生徒を含む全ての児童生徒を対象に学級全体での指導や支援を行います。**分かりやすい授業、認め合い支え合う学級集団が基盤**になります。学級全体への指導や支援だけでは不十分な場合は、学級の中で個別的な指導や配慮を工夫します。

(2) 学習面、行動面、対人関係への指導・支援

学習面に困難のある児童生徒への対応は、できていないことやうまく取り組めていないことに注目しがちになります。しかし、苦手なことに対しても意欲を高めていくためには、**できていることを認め、得意な面をうまく生かして指導や支援を行うことが大切**になります。

行動面については、注意や叱責だけでは改善は難しいという前提に立ち、**適切な行動を増やしていくという視点を持つことが大切**です。失敗を指摘して修正させる対応ではなく、どういう行動をとればよいかを具体的に教え、実行できたら褒めるなどの指導を通じて、**成功により成就感や達成感が得られる経験と、それを認めてくれる望ましい人間関係が周囲にあることが、何よりも大切**です。

対人関係では、場面や状況を説明しながら、相手の気持ちや感情をどう読み取るか、コミュニケーションをどう取るか、ということについて、イラストやロールプレイを用いるなどして、**具体的な指導や支援を行う**ようにします。

(3) 相談できる人や場の確保

発達障害のある児童生徒の場合は、不安や悩みを身近な人に伝えて理解してもらうことや、**課題解決のために援助を求めることが苦手なため、自己解決能力が育ちにくい**ところがあります。集団でうまく適応できていない児童生徒の中には、こうした課題を共通に抱えている場合も多いと思われます。**児童生徒が抱えている悩みや課題を真摯に受け止め、いつでも相談できる人や場所を校内に確保**することが求められます。

5. 関係機関との連携

学校が連携する関係機関としては、教育委員会の巡回相談員や専門家チーム、センター的機能を有する特別支援学校、療育機関や発達障害者支援センター等があり、発達上の課題の分析や検査による評価を基にした指導や助言を行っています。**関係機関との連携を図るためには、①「目的と内容の明確化」、②「保護者との信頼関係」、そして③「個別的教育支援計画の活用」がポイント**となります。実態把握やアセスメントの方法が知りたいのか、課題の分析についての助言が欲しいのか、指導と評価について助言が必要なのか、連携する目的と内容を明確にします。困難さに対する支援の手立てを具体的に考えるための助言を得ることにより、保護者、教職員が共通理解した上で、協働して支援を行うことが可能になります。そのためには、保護者との信頼関係が不可欠です。**問題を共有し、保護者の孤立感に対する精神的な支えとなるように、教職員と保護者が信頼関係を構築することが重要**になります。

その際、苦手なところばかりに注目するのではなく、長所にも注目し、児童生徒の全体像を共通理解することが求められます。相談することにより方向性が見つかり、安心感が得られる経験を積み重ねることにより、相談することがメリットとなります。その上で、相談から得られた知見を個別的教育支援計画に反映させます。**個別的教育支援計画は、医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関において、必要な情報を共有し、連携して相談、支援を行うための支援ツールであり、生涯にわたり活用されることが望まれます。**

発達障害

文部科学省 令和3年 「日本の特別支援教育の状況について」一部改変

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、こだわり

それぞれの障害の特性

知的な遅れを伴うこともあります

自閉スペクトラム症 (ASD)

※2013年、米国精神医学会により、刊行されたDSM-5で、自閉スペクトラム症という用語に変更された。

自閉症

広汎性発達障害(PDD)

アスペルガー症候群

- 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味・関心のかたより
- 不器用(言語発達に比べて)

注意欠陥多動性障害 ADHD

- 不注意(集中できない)
- 多動・多弁(じっとしてられない)
- 衝動的に行動する(考えるよりも先に動く)

学習障害 LD

● 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

このほか、トゥレット症候群や吃音(症)なども含まれます。

自閉症とは ※3

自閉症とは、①他者との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害である。その特徴は3歳くらいまでに現れることが多いが、成人期に症状が顕在化することもある。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。

- ① 他者との社会的関係の形成の困難さ
- ② 言葉の発達の遅れ
- ③ 興味や関心が狭く特定のものにこだわる
- ④ 感覚の過敏性や鈍感性、刺激の過剰選択性。情報を整理・統合して全体的な文脈に沿って処理することに困難さも見られる。

※3 「自閉症」の用語の取扱いについては、学校教育法施行規則及び関連通知に基づいている。ただし、日本精神神経学会の定めたDSM-5病名・用語翻訳ガイドラインにおいて、「自閉スペクトラム症/自閉症スペクトラム障害」を用いることが推奨されている。

学習障害(LD)とは

学習障害とは、全般的に知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するといった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり、うまく発揮することができなかったりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態をいう。

- ア 聞く能力 : 他人の話を正しく聞き取って理解すること。
- イ 話す能力 : 伝えたいことを相手に伝わるように的確に話すこと。
- ウ 読む能力 : 文章を正確に読み、理解すること。
- エ 書く能力 : 文字を正確に書くこと。筋道を立てて文章を作成すること。
- オ 計算する能力 : 暗算や筆算をすること。数の概念を理解すること。
- カ 推論する能力 : 事実を基に結果を予測したり、結果から原因を推し量ったりすること。

注意欠陥多動性障害(ADHD)とは

注意欠陥多動性障害とは、典型的には、年齢あるいは発達に不釣り合いな程度において、以下のような不注意又は衝動性・多動性の状態を継続して示し、それらが社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態を指す。

- ア 不注意 : 気が散りやすく、注意を集中させ続けることが困難であったり、必要な事柄を忘れやすかったりすること。
- イ 衝動性 : 話を最後まで聞いて答えることや順番を守ったりすることが困難であったり、思いつくままに行動して他者の行動を妨げてしまったりすること。
- ウ 多動性 : じっとしていることが苦手で、過度に手足を動かしたり、話したりすることから、落ち着いて活動や課題に取り組むことが困難であること。

文部科学省 令和3年6月 「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」

※その他、「第3編 障害の状態等に応じた教育的対応」には、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害についての記述があります。